

## 利用者が遵守すべき事項

(スポーツ振興課所管施設の再開について:令和2年5月26日更新より)

以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる事

- 体調が良くない場合 (例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

### マスクの着用

- 受付時や着替え時等で、スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること

### 消毒

- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

### 十分な距離の確保

- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしてない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離を確保すること

### その他

- タオルの共用はしないこと

□感染防止のために施設管理者が定めた利用者が遵守すべき事項及び施設管理者の指示に従うこと

□利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

□マスクを着用して運動・スポーツを行った場合、体温が下がりにくい状態となり、熱中症になる危険が高まるため、適度に休憩を取って、こまめな水分・塩分の補給を行うこと

追記：

□参加に際し、必ず検温を行うこと

□37.5℃以上の発熱や体調不良のある場合は、不参加とすること

□チェックシートに必ず記載のこと

※

□チェックシートは発症にともない提出の要請があった場合は、提出することとなります。各チーム代表を通じて、連盟で管理する場合があります。個人情報には他に流用する等はありません。不要となりましたら、速やかに破棄いたします。

□チェックシートの内容は、状況により内容を変更することがあります。